

JIAA「広告モニタリング調査」主な不当表示例と問題点

※不当と判断した広告の中から一部をピックアップ

審査期間：2022年3月30日～4月20日

商品・サービス	表示例	問題点
英会話教室	「今なら体験レッスン0円」	「今なら」というような表現については、「一定期間のみ特別に値引きが行われている」という認識を一般消費者に与えます。そのため、「事実である（一定期間後には通常価格に戻らなければならない）こと」が前提となり、また、事実である場合には、「いつからいつまでが特別に値引きが行われている期間なのか」を記載する必要があります。
スニーカー	「歩くだけで痩せてしまう！」	いわゆる「雑貨」では、医療機器と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。本広告は、「痩身効果」を謳っておりますが、「体の機能の一般的増強、増進を目的とする表現」として問題があります。また「歩くだけ」という表現から、「他に何もせずとも痩せられる」という印象になりますため、「適切な食事制限と、日々の運動を並行して行った結果であること」などをわかるように表記する必要があります。
医薬部外品	3年連続売上 No.1	「No.1」という表現については、競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される表示として、仮に事実ではなかった場合、不当表示として扱われます。そのため、実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用する必要があります。引用すべき内容としては、「調査機関、調査時点、調査場所等の調査方法に関するデータを広告中に表示することが適当」とされております。

商品・サービス	表示例	問題点
シャンプー	「有名美容師も絶賛！」	化粧品・医薬部外品・医薬品・医療機器は、医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、薬局、その他医薬品等の効能効果等に関し、世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は学会を含む団体が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は選用している等の広告を行うことはできません。本表現は、「理容師・美容師」が薦めているように認識されるため、問題があります。
ペットフード	視力回復効果の暗示 (ビフォアアフターの写真)	いわゆる「健康食品」には、医薬品と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。本広告は、当該ペットフードを食べ続けることで、動物の視力が回復するような表現になっておりますため、「病気の治療又は予防を目的とする表現」また「体の機能の一般的増強、増進を目的とする表現」として問題があります。